

## 他市場上場会社に係る上場制度の見直しについて

2023年9月27日

株式会社名古屋証券取引所

### I. 趣 旨

当取引所では、国内の他の金融商品取引所に上場している株券の発行者（以下「他市場上場会社」といいます。）が当取引所に新規上場申請する場合には、申請書類を一部簡素化するなどの取扱いを行っていますが、2022年4月の当取引所及び株式会社東京証券取引所における各市場の上場基準等の整備後の状況を踏まえて、上場審査における弾力的な取扱いを拡大するとともに、新規上場申請手続きを整理するなど、他市場上場会社に係る上場制度の見直しを行うこととします。

### II. 概 要

項 目	内 容	備 考
1. 上場審査の弾力的な取扱い	<ul style="list-style-type: none"><li>新規上場申請者が他市場上場会社である場合の当取引所の各市場への上場審査は、当該他市場における経営成績等のほか、コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制並びに企業内容等の開示実績等の状況から当取引所が適当と認める場合には、実質審査基準の各観点の全部又は一部に適合するものとして取扱うことができることとします。</li><li>ただし、当該取扱いの適用は、新規上場申請者が他市場上場会社である場合のネクスト市場への上場審査においては、国内の他の金融商品取引所の新興市場に上場後3年を経過していない場合に限ることとします。</li></ul>	※現在は、実質審査基準のうち「企業内容等の開示の適正性」の観点のみ、国内の他の金融商品取引所における実績を勘案して行うこととしていますが、その他の観点についても当該実績を勘案した審査を行う趣旨です。
2. 新規上場申請手続きの整理	<ul style="list-style-type: none"><li>新規上場申請者が他市場上場会社である場合で、ネクスト市場へ新規上場申請を行うにあたり提出書類の一部を省略することができるのは、国内の他の金融商品取引所の新興市場に上場後3年を経過していない場合に限ることとします。</li></ul>	※ネクスト市場の事業計画の合理性に係る審査は、主幹事証券会社が作成した「上場適格性調査に関する報告書」を前提として行うため、当該報告書に記載される事業計画の一般的な策定期間である上場後3年に限り、申請書類の一部簡素化及び前1.の上場審査の弾力的な取扱いの対象とするものです。 ・現行のネクスト市場への新規上場申請書類で

項 目	内 容	備 考
		<p>提出を省略できることとしている「新規上場申請者に係る各種説明資料」及び「上場適格性調査に関する報告書」については、国内の他の金融商品取引所の新興市場に上場後3年を経過している場合又は国内の他の金融商品取引所の新興市場以外の市場に上場している場合には提出を要することとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>併せて、他市場上場会社がプレミアム市場へ新規上場申請を行う場合の提出書類についても整備することとします。</li> </ul>
3. 上場に関する料金の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規上場申請者が他市場上場会社である場合の、上場審査料及び新規上場手数料に係る半額措置をとりやめます。</li> </ul>	<p>※当該半額措置の効果等に鑑み見直すもので、上場審査料及び新規上場手数料の定額部分は各々50万円から100万円となります。</p>
4. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>その他所要の改正を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「3. 上場に関する料金の見直し」と同様に、メイン市場又はネクスト市場への市場区分の変更審査料の半額措置をとりやめ、50万円から100万円とします。</li> </ul>

### Ⅲ. 実施時期（予定）

2023年10月から実施し、施行日以後に新規上場申請又は市場区分の変更申請を行う会社から適用します。

以 上